

電波法施行規則等の一部を改正する省令

(920MHz 帯小電力無線システムの高度化)

1 諮問の概要

920MHz 帯小電力無線システムは、平成 23 年に制度化され、移動体識別やスマートメーター等に広く利用されている。近年、構内無線局として制度化されている高出力型パッシブ系電子タグシステムの構外利用について要望が高まっており、これに対応するため情報通信審議会で審議し検討を行ってきたところ、必要な技術的条件について、昨年 5 月に一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、920MHz 帯移動体識別用の陸上移動局の新設等の規定の整備を行うものである。

2 改正概要

(1) 電波法施行規則

- 登録の対象とする無線局に 920MHz 帯移動体識別用の陸上移動局を追加【第 16 条、第 17 条】

(2) 無線設備規則

- 920MHz 帯移動体識別用の陸上移動局の無線設備の技術基準を追加【第 49 条の 34 第 2 項、第 14 条、第 24 条、別表第一号、別表第二号、別表第三号】

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 特定無線設備の対象に 920MHz 帯移動体識別用の陸上移動局を追加【第 2 条第 1 項第 6 号、第 2 条第 1 項第 6 号の 2】

3 施行期日

平成31年 3月 27日